

答 申 第 59 号  
平成 27 年 4 月 13 日

仙台市長 奥山 恵美子 様  
(総務局総務部文書法制課)

仙台市情報公開審査会  
会長 井坂 正宏

仙台市情報公開条例第 18 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 26 年 12 月 3 日付け H26 総総文第 1373 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

諮問第 75 号 「平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月までの期間に、仙台市長に対し『貝ヶ森 6 丁目』あるいは『台原 6 丁目』における道路敷境界変更あるいは協議に関して、請求された公文書開示の事例が分かるもの」に係る公文書非開示決定処分に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定は妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

異議申立人（以下「申立人」という。）が仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月までの期間に、仙台市長に対し『貝ヶ森 6 丁目』あるいは『台原 6 丁目』における道路敷境界変更あるいは協議に関して、請求された公文書開示の事例が分かるもの」の開示を請求したのに対し、実施機関は平成 26 年 5 月 12 日付で文書不存在による非開示決定を行った。

本件異議申立ては、申立人が本件非開示決定の取り消しを求めたものである。

## 3 申立人の主張要旨

申立人が異議申立書で主張した異議申立ての主な理由は、概ね次のとおりである。

申立人は平成 24 年 11 月に公文書開示請求書（以下「請求書」という。）を手書きで提出したにもかかわらず、その写しの交付を受けなかった。当該開示請求がどうなったかについて、申立人は平成 24 年 12 月と平成 25 年 1 月に何度も実施機関に問い合わせたが、受付を担当した職員からは、「担当課に問い合わせたが、台原での変更はあるそうだが、貝ヶ森での変更は何もない」と伝えられた。申立人は、「念のために台原の変更を開示してほしい」と伝えたが、その後何も連絡はなかったことから、申立人は不審に思いつつも請求書の写しを紛失したものと思っていた。

申立人の訴えには物的な証拠がなく、受付を担当した職員や内部からの証言なしには当該処分を違法不当性を立証できないが、公文書を秘密にするために申立人の無知を利用した点は、仙台市民の「知る権利」を侵害するもので不当であり、憲法の主権在民の理念に反するものである。

## 4 実施機関の説明

実施機関が理由説明書及び口頭により説明した非開示決定の理由は、概ね次のとおりである。

本件においては、該当する公文書が存在しないため非開示とした。その状況及び理由は以下のとおりである。

### (1) 本件非開示決定について

#### ア 本件非開示決定と申立人の要望について

申立人から原処分に係る開示請求が提出された際、実施機関は申立人に対し、平成 24 年度の開示請求の状況については、仙台市ホームページ上に掲載された「仙台市の情報公開・個人情報保護運用状況報告」で確認可能である旨説明を行った。申

立人は同ホームページを閲覧し、本件開示請求の内容が記載されていないことを認識した上で、実施機関に対し本件開示請求を行ったものである。

そのため、実施機関は平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月までの開示請求と、それに対する開示、一部開示及び非開示決定（以下「開示決定等」という。）の状況について調査を行った。実施機関は、当該期間における請求書、開示決定等通知書及び開示公文書の控え（以下「請求書等の控え」という。）の綴り及び電子申請システムの履歴を確認したが、該当する文書は無かったことから、文書不存在による非開示決定を行った。

実施機関は非開示決定に先立ち、平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月までの期間に仙台市長に対し「貝ヶ森 6 丁目」あるいは「台原 6 丁目」における道路敷境界変更や協議に関して請求された公文書開示の事例は無い旨申立人に説明を行った。

これに対し申立人は、実施機関が文書不存在による非開示決定を行うことを希望したが、申立人は自身が希望した非開示決定に対し異議申立てを行った。

#### イ 非開示決定の妥当性について

申立人は異議申立書において、平成 24 年 11 月に申立人自身が手書きにより請求書を提出した旨主張しているが、その写しは所持しておらず、物的な証拠はないことを認めている。

実施機関の調査の結果、本件開示請求に該当する公文書が無く、また申立人が本件開示請求に該当する公文書の存在を証明する証拠が無い以上、実施機関は不存在による非開示決定を行うほか選択の余地は無く、本件非開示決定は妥当である。

#### (2) 申立人のその他の主張について

##### ア 実施機関の職員の対応について

申立人は異議申立書において、平成 24 年 11 月に申立人自身が手書きにより請求書を提出した際に、実施機関の職員から請求書の写しを交付されなかったこと、平成 24 年 12 月と平成 25 年 1 月に実施機関の職員に開示請求の状況を何度も問い合わせたが、何の連絡もなかったと主張しているが、このやり取りは事実ではなく、これらについては否定する。

##### イ 申立人の知る権利及び実施機関の説明責任について

申立人は、本件非開示決定を仙台市民の「知る権利」を侵害するものと主張している。本件非開示決定は、申立人が請求する文書が存在しないことを事実に基づき申立人に示したものであり、申立人の知る権利を侵害しているものではないことから、この申立人の主張については否定する。

実施機関は、申立人に対し、非開示決定に先立ち該当公文書が存在しないことを説明し、また異議申立書提出時にも申立人から再度本件について問い合わせがあったことから、平成 26 年 6 月 5 日付で文書で回答を行っている。実施機関としては、申立人に対し、できる限り本件についての説明を尽くしたところであり、申立人の

知る権利に十分配慮し対応したものである。

## 5 審査会の判断

### (1) 見分調査の実施とその結果について

申立人は、物的証拠は存在しないものの、平成24年11月に『貝ヶ森6丁目』あるいは『台原6丁目』における道路敷境界変更あるいは協議に係る公文書の開示を求める手書きの請求書を提出したと主張する。

他方で実施機関は、本件非開示決定に係る開示請求を受け、平成24年11月から平成25年3月までの開示請求と開示決定等の状況について調査を行ったが、申立人が主張するような開示請求が行われた事実は確認できなかったとする。

本件の争点は、申立人がその存在を主張する公文書が存在するか否かに尽きることから、当該公文書の存在の有無を確認するため、平成27年2月23日に開催された平成26年度第9回仙台市情報公開審査会において見分調査を行った。

調査に際しては、平成24年11月から平成25年3月にかけて処理した請求書等の控えが綴られた厚型ファイル9冊を見分した。見分の結果、申立人が平成25年1月から3月までの間に行った開示請求に係る請求書等の控え7件分の存在を確認したものの、いずれも『貝ヶ森6丁目』あるいは『台原6丁目』における道路敷境界変更あるいは協議に係る公文書の開示を求めたものではなく、申立人が提出したと主張する手書きの請求書の存在は認められなかった。また、申立人以外の請求者についても、『貝ヶ森6丁目』あるいは『台原6丁目』における道路敷境界変更あるいは協議に係る公文書の開示を求めた請求書等の控えの存在は確認できなかった。

以上のように、申立人がその存在を主張する公文書は存在しないことから、文書不  
存在による公文書の非開示決定を行った実施機関の判断は妥当であると認められる。

### (2) 申立人のその他の主張について

申立人は他にも意見を述べているが、それらの意見について判断することは当審査会の所掌範囲を超えるものであり、また、当該判断により当審査会の結論が左右されるものでもない。

### (3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

(諮問第 75 号)

年 月 日	内 容
平成 26. 12. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた</li> <li>・ 実施機関（総務局総務部文書法制課）から理由説明書を受理した</li> </ul>
26. 12. 10 (平成 26 年度第 7 回 情報公開審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関から意見を聴取した</li> <li>・ 諮問の審議を行った</li> </ul>
27. 1. 23 (平成 26 年度第 8 回 情報公開審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った</li> </ul>
27. 2. 23 (平成 26 年度第 9 回 情報公開審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った</li> </ul>
27. 3. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申立人から意見書を受理した</li> </ul>
27. 3. 23 (平成 26 年度第 10 回 情報公開審査会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問の審議を行った</li> </ul>